

官報

第二浮梁丸無線局の周波数変更 三三三
無線局承認 三三三
鉾区禁止地域指定請求 三三四
連合国防産の譲渡、引渡し命令 三三五
災害復旧及び災害防止施設事業補助金交付規程の一部改正 三三六
保安林指定(岩手県) 三三六
輸入に関する事項の公表(第一回) 三三六
同右(第二回) 三三三
同右(第三回) 三三四
電気事業主任技術者資格検査規則により第一次試験施行に関する件 三三五
昭和二十七年科学技術応用研究補助金の交付の申請書の提出期限 三三五
昭和二十七年工業化試験補助金の交付の申請書の提出期限 三三五
水先人免許 三三五
京都中央郵便局ホテル洛陽内分室廃止 三三五
第七回国民体育大会を記念して特殊通信日附印使用 三三五
原町郵便局等に電話通話事務開始 三三五

告示

電波監理委員会告示第二百六号
第二浮梁丸無線局の周波数は、昭和二十六年八月二十九日変更した。変更後の現状は、次の通りである。
昭和二十七年一月二十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 免許の年月日及 昭和二十五年六月一日 第一六一五号
二 免許人の氏名 常陸衆吉
三 無線局の種類 船舶局
四 無線局の目的 漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五 通信の相手方 千葉県無線漁業協同組合所属海岸局、漁船の船舶局
六 通信事項 船舶の航行に関する事項、漁業通信
七 免許の有効期限 昭和二十八年五月三十一日
八 設置場所 第二浮梁丸(主たる停泊港 銚子)
九 呼出符号及び呼出名称 J I T R にこうきえいまる
十 電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力
A一、A二 九五〇kc、九五五kc、九六〇kc、九六五kc、九七〇kc
A三 九五〇kc、九五五kc、九六〇kc、九六五kc、九七〇kc
水晶発振 A二、終段陽極 A A一
A三 変調 A A二
二五〇W、二五五W、二五〇W

- 十一 空中線の型式及び構成 逆L型
十二 運用許容時間 常時
電波監理委員会告示第二百七号
昭和二十七年一月二十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十五日 第二〇八九号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 名古屋市中区南外 東経一三六度五四分 堀町六の一番地 北緯三五度一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 あいちほんぶ F三 三三三・七七七Mc 水晶発振 リアクトランス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリープ
十一 運用許容時間 常時

告示

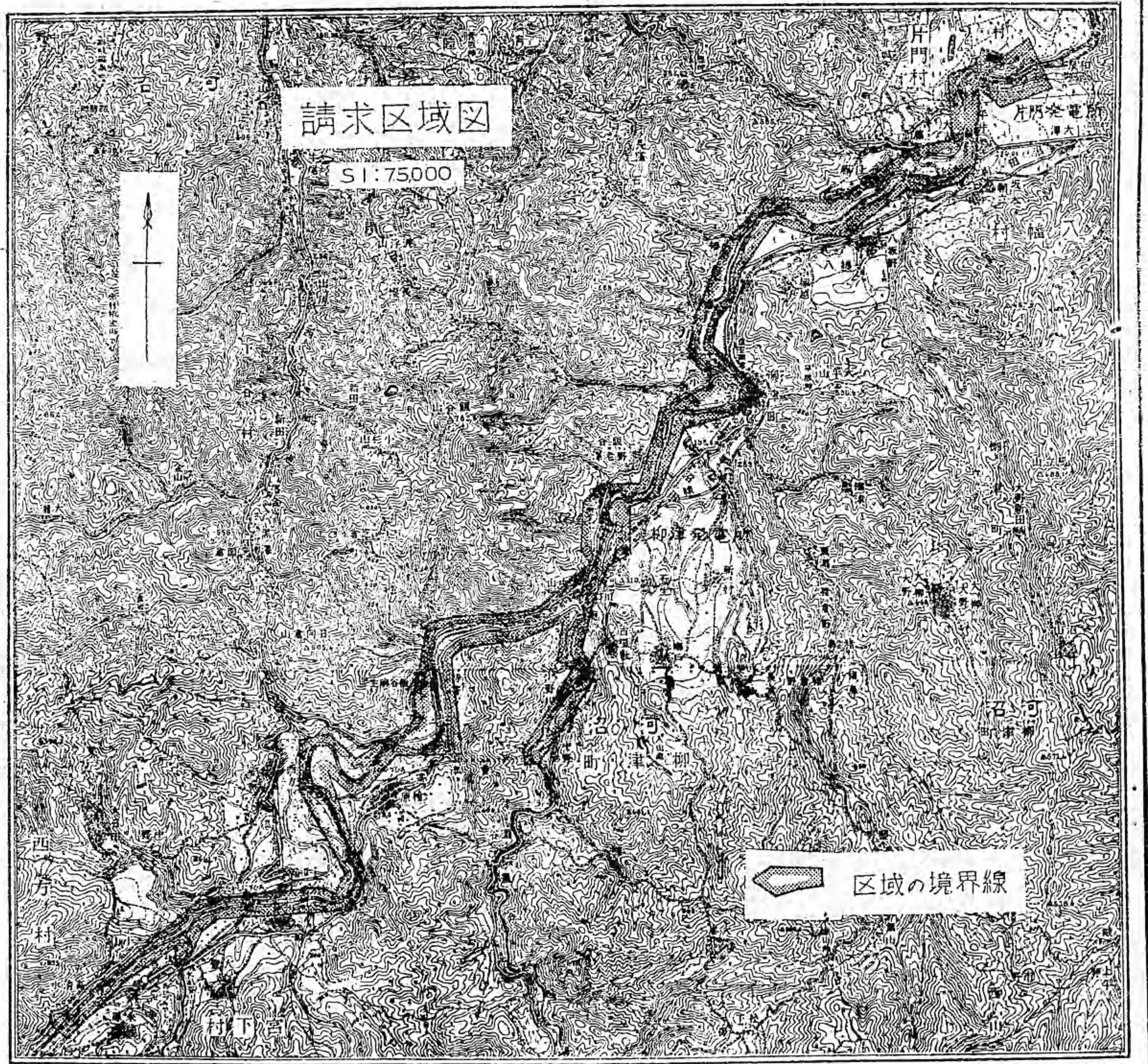
電波監理委員会告示第二百八号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次

- 一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十五日 第二〇九〇号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 春日井市島居松町六三番地 東経一三六度五九分 北緯三五度一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 ひがしかすがい F三 三三三・七七七Mc 水晶発振 リアクトランス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリープ
十一 運用許容時間 常時

- 電波監理委員会告示第二百九号
電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。
昭和二十七年一月二十三日 電波監理委員会委員長 富安 謙次
一 承認の年月日及 昭和二十六年十二月十五日 第二〇九一号
二 承認を受けた者 国家公安委員会
三 無線局の種類 固定局
四 無線局の目的 警察事務に使用するため、固定業務を行う。
五 通信の相手方 国家公安委員会所属の愛知県内の各固定局
六 通信事項 警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項
七 承認の有効期限 昭和二十七年十一月三十日
八 設置場所 愛知県丹羽郡布袋町 東経一三六度五二分 大字折田六二二番地 北緯三五度一分
九 呼出名称、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力 にわみなみ F三 三三三・七七七Mc 水晶発振 リアクトランス管 位相変調 五〇W
十 空中線の型式及び構成 スリープ
十一 運用許容時間 常時

毎日新聞
昭和二十七年三月三十一日
第三種郵便物認可

◎土地調整委員会告示第一号
 土地調整委員会に対し、鎮区禁止地域指定請求
 域の指定の請求があつたから、土地調整
 委員會議決法(昭和二十五年法律第
 二百九十二号)第二十二條第二項及び
 土地調整委員会設置法施行規則(昭和
 二十六年土地調整委員会規則第二号)
 第七條の規定により、次のように公示
 する。
 昭和二十七年一月二十三日
 土地調整委 員 長 我妻 深
 一 請求者名 内閣総理大臣 吉田
 茂
 二 区域の所在地
 西島郡
 河沼郡片門村大字片門、八幡村大
 字坂本、柳津町大字藤、小橋、飯
 谷、柳八、柳津、柳戸の各地内
 大沼郡宮下村大字柳原、川井、大
 登、宮下、西方村大字西方、名入
 の各地内
 三 区域の面積 七三六ヘクタール
 四 鎮物の名称 鎮置法(昭和二十五
 年法律第二百八十九号)第三條に規
 定する鎮物全部
 五 請求の理由の要旨
 (一) 只見川電源開発の一環として、
 東北電力株式会社において、本区
 域内の柳津及び片門地点で電源開
 発を計画し、その工事は昭和二十
 八年末完成の見込である。工事完
 成後この区域内で鎮置が行われる
 と振替、発電所等の諸施設を完全
 に保全することは、困難であると
 考えられる。
 (二) 現在本区域内には四鎮区があるが
 稼行しているものは、西島鎮区一
 つであつて、その鎮置品質等より
 判断するに鎮置的価値は乏しいも
 のと認められる。なお本区域内に
 は、特に有益な鎮置資源の賦存は
 予想されない。
 六 区域図 次の通り。



◎大蔵省告示第二十七号
 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項
 第三号の規定により、財団法人 東方民族協会(東京都港区麻布西町二十二番
 地)に対し、その所有する左の財産を昭和二十七年一月二十五日にゼ・イング
 リッシュ・エレクトリック・カムパニー・リミテッド(英国ロンドン郡キング
 スウェー・クイーンズ・ハウス)に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。
 昭和二十七年一月二十三日 大蔵大臣 池田 勇人

備考
 1 土地調整委員会設置法施行規
 則第八條の規定により、本件に
 関し審問を受けようとする者
 (土地所有者、土地に關して権利
 を有する者、鎮置権者、鎮置出
 願人、その他の利害關係人)は、
 同條の規定により、その氏名(二
 人以上同意見の場合には連署し
 て、その代表者名でよい。)職
 業、住所並びにその述べようとする意見の要旨及び理由を記載
 した文書を昭和二十七年二月二
 十一日までに、東京都文京区小
 石川町一の一の十一 土地調整
 委員会(日本発送電株式会社事
 務所内)に提出されたい。
 2 審問についての詳細は、おつ
 て通知する。
 3 聴聞会については、おつて官
 報で公示する。

◎大蔵省告示第二十九号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、西遠無盡
 第三回謝恩定期預金の細目等を次
 のように定める。
 昭和二十七年一月二十三日
 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 称 西遠無盡第三回謝恩
 定期預金
 二 條 件
 (一) 契約期間 六月
 (二) 預入金額 一口千円
 (三) 取扱の時期 昭和二十七年一月二
 十五日から同年三月
 二十五日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権二方
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
 特等 五〇、〇〇〇 一
 一等 一〇、〇〇〇 三
 二等 一、〇〇〇 三
 三等 八〇 三
 四等 四〇 三
 五等 二〇 三
 計 一八、九九五
 二〇、〇〇〇

◎大蔵省告示第三十号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、横濱信用
 金庫割増金附第一回わかば定期預金の
 細目等を次のように定める。
 昭和二十七年一月二十三日
 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 称 横濱信用金庫割増金
 附第一回わかば定期
 預金
 二 條 件
 (一) 契約期間 六月
 (二) 預入金額 一口千円
 (三) 取扱の時期 昭和二十七年一月二
 十五日から同年三月
 二十日まで。
 四 割増金 預入金額一口ごとに
 一個の抽せん権を附
 與し、抽せん権五方
 個をもつて一組と
 し、各組につき次の
 とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
 特等 一〇〇、〇〇〇 一
 一等 五〇、〇〇〇 一
 二等 一〇、〇〇〇 三
 三等 一、〇〇〇 三
 四等 一〇〇 三
 五等 五〇 三
 計 四八、四三五
 五〇、〇〇〇

◎大蔵省告示第三十一号
 割増金附貯蓄の取扱に関する法律
 (昭和二十三年法律第四十三号)第三
 條及び第五條の規定により、安来信用
 組合第二回安信定期貯金の細目等を次
 のように定める。
 昭和二十七年一月二十三日
 大蔵大臣 池田 勇人

一 名 称 安来信用組合第二回
 安信定期貯金
 二 條 件
 (一) 契約期間 一年
 (二) 預入金額 一口千円
 (三) 取扱の時期 昭和二十七年一月二
 十五日から同年三月
 五日まで。

等級 割増金 当せんの数
 特等 一〇〇、〇〇〇 一
 一等 五〇、〇〇〇 一
 二等 一〇、〇〇〇 三
 三等 一、〇〇〇 三
 四等 一〇〇 三
 五等 五〇 三
 計 四八、四三五
 五〇、〇〇〇

317 昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号

昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号 316

輸 入 公 表 (第一回)

決 済 通 貨 ま た は 決 済 勘 定

商品番号	品 目	決 済 通 貨 ま た は 決 済 勘 定										輸入限度 (米俵)	担保の比 率(%)	注		
		米	ドル	ス	タ	ン	グ	ア	ル	ソ	ン				タ	
061-0120 061-0210 061-0220 061-0290	砂糖	×											2,000,000	×	1	
061-0110 061-0190	黒砂糖	(琉球)	×										20,000	3	1	
099-0999	トマトペースト												20,000	5	1	
044-0160 045-0931	とうもろこしおよ びごりやん												200,000	5	1	
292-0413	ホップ												100,000	5	1	
271-0110	骨粉												200,000	2	1	
075-0120 075-0190 075-0211 075-0212 075-0213 075-0214 075-0219 075-0221 075-0222 075-0223 075-0299	香辛料												20,000	5	1	
024-0100	チーズ(水分40% 以下)	×											5,000	×	1	
041-0100	飼料用小麦												400,000	2	1	
081-0210 081-0220	ふすまおよび米ぬ か	×											400,000	×	1	
313-0920	石油コークス	×											200,000	×	1	
313-0930	軽焼石油コークス	×											200,000	×	1	
263-0120	原綿	×											5,000,000	×	1	
262-0100 262-0710 262-0200	原毛(トップを含 む。)	×	×										3,000,000	×	1	
265-0310 265-0320	ちよ麻	(非協定 国)											400,000	2	1	
265-0110 265-0120	麻												200,000	2	1	
264-0110 264-0120	黄麻	×											800,000	×	1	
265-0400 655-0631	サイザル	×											200,000	×	1	
265-0500	マニラ麻	×											800,000	×	1	
265-0210 265-0220	大麻類(繊維)	(非協定 国)											50,000	3	1	
262-0320	カシマヤ毛	×											200,000	×	1	
262-0330	らくだ毛	×											200,000	×	1	
262-0390	モヘヤ	×											200,000	×	1	
262-0340	アルパカ	×											200,000	×	1	
262-0400	兎毛	×											200,000	×	1	
262-0400	獣毛	(非協定 国)											20,000	3	1	
265-0911	カボツク	×											50,000	×	1	
291-0912	豚毛	(非協定 国)											50,000	3	1	
267-0121	綿ぼろ	(琉球)											300,000	3	1	
263-0300	落綿												500,000	2	1	
262-0810 262-0890	ウールノイル(そ の他のくず羊毛を 含む。)	×											100,000	×	1	

四 割 増 金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権二千
個をもつて一組と
し、各組につき次の
とおりとする。

等級 割増金 当せんの数
一等 五、〇〇〇円 一
二等 一、〇〇〇円 四
三等 一、〇〇〇円 二〇
四等 七〇 二〇〇
五等 四八・八〇 一、七七五
計 四八・八〇 二、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十
六日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月二
十四日
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

◎大蔵省告示第百三十三号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條及び第五條の規定により、長野県農
協第十三回福慶定期貯金の割増等を次
のように定める。

昭和二十七年一月二十三日
大蔵大臣 池田 勇人

三 取扱の時期 昭和二十七年一月二
十五日から同年三月
十九日まで
四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権一万
個をもつて一組と
し、各組につき次の
とおりとする。但
し、福慶賞及び記念
賞は、一等のうちか
ら定める。

等級 割増金 当せんの数
福慶賞 五〇、〇〇〇円 一
記念賞 七〇、〇〇〇円 二
一等 五、〇〇〇円 七
二等 三、〇〇〇円 二〇
三等 二、〇〇〇円 一〇〇
四等 一、〇〇〇円 二〇〇
五等 七〇 七、八〇〇
計 一、〇〇〇円 一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月二
十六日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年四月一
日
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

昭和二十七年一月二十三日
大蔵大臣 池田 勇人

一 名 称 糟屋郡農協共栄定期
貯金
二 條 件 (一) 契約期間 一年
(二) 預入金額 一口千円
(三) 取扱の時期 昭和二十七年一月二
十五日から同年二月
二十九日まで
四 割増金 預入金額一口ごとに
一個の抽せん権を附
與し、抽せん権千個
をもつて一組とし、
各五組につき次のと
おりとする。但し、
特別賞は、旅行賞の
うちから定める。

等級 割増金 当せんの数
特別 一〇、〇〇〇円 一
賞行 二、五〇〇円 九
旅行 一、〇〇〇円 二〇
又は旅行券一枚 二〇
一等 五〇〇円 四〇
二等 二〇〇円 一〇〇
三等 八〇円 二五〇
四等 三五円 四、五八〇
五等 五、〇〇〇円 五、〇〇〇
計 一、〇〇〇円 一、〇〇〇

五 抽せん期日 昭和二十七年三月十
五日
六 割増金の支拂開始期日 昭和二十七年三月二
十日
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱
に関する法律第五條
の規定により、この
証書を指定し、印紙
税を課さない。

◎大蔵省告示第百三十四号
割増金附貯蓄の取扱に関する法律
(昭和二十三年法律第百四十三号)第三
條の規定により、宮崎県農協第三回み
づは定期貯金の細目を定める告示(昭
和二十六年十二月大蔵省告示第千八百
七十九号)の一部を次のように改正す
る。

昭和二十七年一月二十三日
大蔵大臣 池田 勇人

三 取扱の時期 昭和二十七年一
月十九日を「昭和二十七年二月九日」
に改める。
五 抽せん期日 中「昭和二十七年二
月三日」を「昭和二十七年二月二十四
日」に改める。
六 割増金の支拂開始期日 中「昭和
二十七年二月十三日」を「昭和二十七年
三月一日」に改める。

◎農林省告示第百二十六号
国の負担金及び補助金交付規則(昭
和二十四年農林省令第四十一号)に基
く、災害復旧及び災害防止施設事業補
助金交付規則(昭和二十四年農林省告
示第百二十六号)の一部を次のように
改正し、昭和二十六年度分の補助金か
ら適用する。

昭和二十七年一月二十三日
農林大臣 広川 弘禎

第二條第一項第一号中「及び」を「
災害対策事業」を「防災施設事業又は農
地保全事業」に、同項第二号中「
被害対策事業、飢饉被害対策事業及び
災害防止施設事業」を「防災施設事業
又は農地保全事業」に改める。

◎農林省告示第百二十七号
森林法(昭和二十六年法律第百四
十九号)第二十五條の規定により次の
森林を保安林に指定する。

昭和二十七年一月二十三日
農林大臣 広川 弘禎

岩手県下閉伊郡刈屋村大字刈屋字蓮野
一の内八(但し、台帳一町七反五
畝一歩の内見込八町七反五畝一
歩、字棚子五〇ノ一、五〇ノ二、三五
ノ二、二戸郡御遠地村大字福田字日沢
四ノ一ノ三、四ノ一ノ四、四ノ二、四
ノ三、四ノ五、字桑ノ原六ノ一(但
し、台帳二町六反五畝の内見込一町、
六ノ二(但し、台帳一町二畝の内見
込五反、六ノ三、六ノ四、六ノ一
八、大字似島字日通内六七ノ六、六七
ノ一六、字高房二九ノ一(但し、台帳
二町二反五畝一歩の内見込五反、二九
ノ二(但し、台帳三町三反八畝の内見
込五反)
以上土砂流出防備のため必要と認め
るもの

◎通商産業省告示第八号
輸入貿易管理規則(昭和二十四年通
商産業省令第七十七号)第一條の規定
に基づき、輸入に関する事項の公費を次
の通り行い、昭和二十七年一月九日か
ら適用する。

昭和二十七年一月二十三日
通商産業大臣 高橋 徳太郎

319 昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号

272-1229	石ころ	×			20,000	×	1
272-0430	カオリン	(非協定)			5,000	2	1
272-1610	黒鉛(精錬済を除く)	×			100,000	×	1
272-1620							
272-1910	滑石	(非協定)			50,000	2	1
272-1510	マグネサイトまたはマグネシアクリンカー(塊瓦状のものを含む)				800,000	1	1
272-1520							
272-1420	磁石または水晶石				300,000	1	1
272-1430							
272-1310	雲母				100,000	2	1
272-1330							
272-1320							
272-1390							
283-0310	白ボークサイト	×			20,000	×	1
272-0909	モナツ鉱石	×			100,000	×	1
272-1200	石棉	×			200,000	×	1
272-1950	重晶石	×			30,000	×	1
533-0111	酸化コバルト				20,000	2	1
511-0140	精製硼砂および硼				50,000	2	1
511-0945	酸						
599-0419	レンネツトカゼイン	×			10,000	×	1
292-0121	五倍子	×			40,000	×	1
621-0110	シーリングコンパウンド				50,000	2	1
512-0921	粗酒石	×			20,000	×	1
512-0999	液体プロパン				70,000	2	1
533-0199	織物染色用ビグメントレゾンカラーならびにフィクサーまたはバインダー				50,000	2	1
521-0290	アルキルベンゼン				100,000	1	1
512-0999	ノーマルヘキサン				30,000	3	1
283-1950	イルメナイト	×			30,000	×	1
532-0240	ケブラチオエキス	×			100,000	×	1
292-0123	マンゴローブ樹皮	×			150,000	×	1
292-0124	ワツトル樹皮およびそのエキス	×			150,000	×	1
532-0250							
292-0122							
292-0125							
292-0129							
532-0220	雄タンニン材およびそのエキス	×			50,000	×	1
532-0230							
532-0260							
532-0290							
292-0218	シエラツク	×			30,000	×	1
292-0217	ステイツクラツク	×			50,000	×	1
292-0215	トラガカントゴム	×			20,000	×	1
292-0213	ダマールゴム	×			30,000	×	1
292-0214	コパールゴム	(ベルギー通貨地域)			30,000	3	1
292-0211	アラビアゴム	×			20,000	×	1
292-0216	松脂	(米國を除く地域)			100,000	3	1
231-0110	生ゴム	×			1,000,000	×	1
231-0120	ラテツクス	×			100,000	×	1

昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号 318

262-0600	ウールラグおよび				100,000	5	1
267-0123	シヨデイ						
265-0400	マデーおよびカン				50,000	5	1
265-0998	トン						
656-0120	故麻袋(故ヘシアンバッグを含む)	(琉球)			100,000	3	1
267-0110	故麻	×			100,000	×	1
267-0124							
265-0999							
261-0290	副産糸、柞蚕糸および柞蚕副産糸	(琉球)			200,000	5	1
261-0310					50,000	5	1
261-0110	玉まゆ	(琉球)			30,000	×	1
657-0330	あんべら	×					
265-0912	コイヤファイバー	×			30,000	×	1
653-0632	およびコイヤヤーン						
263-0200	コツンリントンロー	(米國を除く地域)			500,000	2	1
251-0510	コツンリントンパール	(米國を除く地域)			500,000	2	1
512-0929	アセテートフレーク				50,000	2	1
265-0998	バルミラファイバー	×			30,000	×	1
281-0100	鉄鉱石	×			2,000,000	×	1
681-0111	鉄				1,000,000	1	1
681-0119							
281-0100	鉄マンガン鉱石				1,000,000	1	1
283-0800	クロム鉱石				200,000	1	1
283-0600	錫鉱石				200,000	1	1
283-0700	マンガン鉱石	×			500,000	×	1
283-0400	鉛鉱石				200,000	1	1
283-0100	銅鉱石				500,000	1	1
283-0120							
283-0210	ニッケル鉱石		×	×	300,000	1	1
283-0220							
283-1910	アンチモニー鉱石(選鉱済のものを含む)				100,000	1	1
283-1930	コバルト鉱石				100,000	1	1
282-0110	くず鉄およびくず				500,000	1	1
282-0120	鋼						
282-0190							
284-0125	錫くず				100,000	1	1
284-0111	銅くずおよび銅合						
284-0119	金くず				300,000	1	1
284-0131							
283-0520	亜鉛地金、亜鉛カ						
284-0124	ス、亜鉛くず、亜				300,000	1	1
686-0110	鉛灰または亜鉛ス						
686-0120	キミング						
686-0130							
284-0123	鉛くずおよび鉛合				300,000	1	1
284-0139	金くず						
272-1960	硫化鉄				400,000	1	1
681-0270	フェロバナジウム				300,000	1	1
687-0110	錫地金				400,000	1	1
283-0310	ボークサイト	×			300,000	×	1
272-0710	珠石	(ベルギー通貨地域(非協定))			10,000	2	1
272-1190	内張石	(ベルギー通貨地域(非協定))			10,000	2	1
272-0420	ばい土頁岩およびクレイ(カヤナイトを含む)	(非協定)			50,000	2	1
272-0490							

昭27. 1.23.

第 7510 号

321 昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号

533-0260	パールエッセンス					20,000	5	1
291-0121	象牙	(ベルギー通貨地域)				5,000	5	1
221-0400	大豆					1,500,000	3	1
221-0120	落花生	(非協定国)				300,000	3	1
221-0200	コブラ	(グアム島および米国外太平洋諸島に於ける産物)				400,000	3	1
411-0210	牛脂					200,000	3	1
221-0600	綿実					200,000	3	1
221-0700	ひまし	×				200,000	×	1
221-0920	ごま	×				200,000	×	1
221-0950	からし種子	×				100,000	×	1
221-0980	カボツク種子	×				100,000	×	1
221-0500	亜麻仁	×				300,000	×	1
221-0990	けし実	×				20,000	×	1
221-0930	えごま	×				100,000	×	1
412-0500	オリーブ油	×				20,000	×	1
412-0600	パーム油	(ベルギー通貨地域)				500,000	3	1
412-1200	桐油	(非協定国)				50,000	3	1
412-1911	オイテシカ油	×				50,000	×	1
091-0220	豚脂	×				150,000	×	1
413-0410	蜜ろう	×				20,000	×	1
292-0911	生うるし	×				150,000	×	1
411-0290	脱水ラノリン					20,000	5	1
541-0999	葉酸					20,000	5	1
292-0437	麻黄	×				20,000	×	1
292-0419	甘草	×				10,000	×	1
292-0490	くず茶	×				60,000	×	1
541-0330	オレオマイシ	(米國を除く地域)				50,000	5	1
541-0390	クロラムフェニコール	(米國を除く地域)				100,000	5	1
541-0390	テラマイシン	(米國を除く地域)				50,000	5	1
541-0999	バンサイン					100,000	5	1
541-0100	ビタミンB6					10,000	5	1
541-0100	ビタミンB12					10,000	5	1
541-0999	アラス					20,000	5	1
541-0999	エーテゾンアセテート					50,000	5	1
292-0411	デリス根					20,000	5	1
541-0100	ビタミンA (合成品)					20,000	5	1
541-0999	D. L. メチオニン					5,000	5	1
541-0999	デイスモア					50,000	5	1

昭和27年1月23日 水曜日 官報 第7510号 320

231-0400	くずゴム					200,000	3	1
231-0130	ガタバーチャ	×				30,000	×	1
231-0210	合成ゴム	(米國を除く地域)				200,000	3	1
512-0910	ゴム配合剤(R.P.A. No.5 および同相当品)					5,000	2	1
311-0121	れいき・青炭	(非協定国) (インドを除く地域)				400,000	1	1
311-0111	無煙炭	×				300,000	×	1
242-0310	ラワン材、アビトン材およびカボール材	×				400,000	×	1
242-0370	チーク	×				50,000	×	1
243-0320	チーク	×				100,000	2	1
242-0360	リグナムバイター					50,000	2	1
244-0119	コルク樹脂					40,000	2	1
244-0120	コルクくず					10,000	×	1
292-0320	と、う、	×				50,000	2	1
243-0250	鉛筆用インセンスシダー					50,000	×	1
631-0910	台湾ひのき	×				200,000	2	1
242-0220								
242-0230								
242-0250								
242-0260								
242-0290								
242-0330	ダグラスファーおよびその他木材							
242-0990								
243-0220								
243-0230								
243-0250								
243-0260								
243-0290								
243-0220	製材	×				50,000	×	1
243-0230								
243-0250								
243-0260								
243-0290								
242-0100	バルブ用材	×				200,000	×	1
641-0100	新聞用紙					1,000,000	2	1
251-0590	バガスバルブ	×				200,000	×	1
251-0590	ジュートバルブ	×				200,000	×	1
211-0110	キャトルハイド (琉球)					300,000	2	1
211-0120	バツアローハイド	×				300,000	×	1
211-0910								
211-0990								
211-0140	雜原皮 (琉球)					200,000	2	1
211-0920								
211-0130								
211-0300	シープおよびゴート原皮	×				300,000	×	1
211-0400								
611-0136	羊革	×				300,000	×	1
291-0125	卸用貝がら					40,000	2	1
291-0112	オセイン	(ベルギー通貨地域)				20,000	2	1
291-0125	ビツグトウシエル					10,000	2	1
291-0934								
291-0935	動物性膠原料	×				20,000	×	1
291-0937								
291-0999	インナーハイド (ゼラチン原材料)	×				20,000	×	1
291-0119	クラツシエドボーン	×				20,000	×	1

P. 320

323 昭和27年1月23日 水曜日 官 報 第7510号

昭和27年1月23日 水曜日 官 報 第7510号 322

<p>5) シーサーガン 6) 血粉</p> <p>b) 染料 1) アルカリ・レジンタソク・セラミックカラー 2) スカイグラス・メデイウム</p> <p>c) 有機質 1) ソルベントナフサ 2) トールオイル 3) デイ・オクタル・アジペイト 4) デイ・オクタル・セメタイト 5) マチル・イソ・ブチル・カトン</p> <p>6) マチル・エチル・クトン 7) ポリ・エチレン・グリコール 8) プロピレン・グリコール 9) くえん酸石灰 10) ビンオロニール・ブチキカイド</p> <p>11) デスマツ 12) ログワッド・エクストラ 13) ヘマツソ・エクストラ 14) アルカリ・ブール・トナー</p> <p>d) 無機質 1) 弗化水素酸 2) 塩化亜鉛 3) 鉛白 4) 鉛丹 5) 塩化マグネシウム 6) クロール・スルホニ酸 7) 塩化マグネシウム 8) 炭素 9) 明ばん</p>	<p>e) 合成有機樹脂 1) ポリスチレン 2) ポリニール・ブチラール 3) 有機亜鉛重合体 イ) 亜鉛樹脂 ロ) 亜鉛油 ハ) 亜鉛グリニス ニ) 亜鉛ワニス ホ) 亜鉛コンパウンド 4) エトキシソルビトールおよび ヘドナー</p> <p>(6) 食鹽 1) 乾物</p> <p>別表第二 1) 熱伝導線 (2) 曹銅アルミニウム溶接棒および溶接剤 (3) 抵抗体 (4) 金属表面硬化剤</p> <p>別表第三 (1) 生鮮野菜 (2) つむぎ (3) 畜古上布 (4) 酒(泡盛)</p> <p>●通商産業省告示第九号 輸入貿易管理規則(昭和二十四年通商産業省令第七十七号)第一條の規定に基づき、輸入に関する事項の公表を次の通り行い、昭和二十七年一月十日から適用する。</p> <p>昭和二十七年一月二十三日 通商産業大臣 高橋龍太郎</p>
--	---

輸 入 公 表(第二回)

商品番号	品 目	船積期	決 済 通 貨 または 決 済 勘 定											輸入限度 (米俵)	担保の 比率(%)			
			米	ドル	アルゼンチン	ブラジル	インド	フィリピン	ラオス	インドネシア	インドネシア	韓国	オランダ			スウェーデン	エチオピア	タイ
681-0111 681-0119	鉄 鉄	7-9月 10-12月															600,000	1
281-0100	鉄鉱石	7-9月 10-12月	×														2,000,000	1
281-0100	鉄マンガ鉄石	7-9月 10-12月	×														600,000	1
283-0600	錫鉄石	7-9月 10-12月	×														200,000	1
283-0800	クロム鉄石	7-9月 10-12月	×														200,000	1
283-0700	マンガ鉄石	7-9月 10-12月	×														500,000	1
283-0400	鉛鉄石	7-9月 10-12月															100,000	1
283-0110	銅鉄石	7-9月 10-12月															500,000	1
283-0210 283-0220	ニッケル鉄石	7-9月 10-12月						×	×								300,000	1
283-1910	アンチモニー鉄石 (選鉱済のものを含む。)	7-9月 10-12月															150,000	1

541-0999	テストステロンプロピネイト																20,000	5	1
541-0999	メチルテストステロン																20,000	5	1
292-0446	海入草	(琉球)															40,000	3	1
921-0910 921-0920 921-0930 921-0940 921-0950 921-0100	種畜類	×															30,000	×	1
	雑輸入品																5,000	3	1

その他の事項

- この公表による輸入承認申請書の外国為替銀行における受付は、昭和二十七年一月十二日から開始する。
- この公表による輸入承認申請については、一申請者につき、一品目当りの申請額が当該品目の輸入限度をこえてはならない。
- 担保の種類は現金とする。担保の預入を受けた外国為替銀行は、預託の日から十日間、当該担保を日本銀行に預託しなければならない。
- ちよい麻、大麻類(纖維)、獸毛、豚毛、珠石、内張石、ばい土頁岩およびクレー(カヤナイトを含む。)、カオリン、滑石、れいき、青灰、落花生および桐油を、米ドルを決済通貨とし、非協定国を船積地域として輸入する場合には、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。
- 貨物を輸入する場合に使用することができる決済通貨または決済勘定は、決済通貨または決済勘定の項当該貨物の欄中「×」印をもつて指定されないものに限る。
- この公表の決済通貨または決済勘定の項の米ドルの項中括弧内に示した地域は、貨物の船積地域を示し、船積地域の項中「非協定国」とは、スターリング地域、清算勘定地域、協定国(ベルギー通貨地域、モリ、コロンビア、メキシコ、ペルー、琉球、スペインおよびベネズエラ)およびウルグアイ以外の地域をいう。
- 米ドルを決済通貨とし、中共地域およびソビエト連邦を船積地域として、貨物を輸入する場合には、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。
- ブラジル清算勘定を決済勘定として貨物を輸入する場合には、ブラジル政府の輸出許可証明書またはその許可を受けていることを証する写真版もしくは輸出許可書の番号を証する電報原文を添えて、外国為替銀行に輸入の承認を申請しなければならない。
- 米ドルを決済通貨として、コブラを輸入する場合には、通関に際し、米國太平洋信託統治地域高等弁務官が発行する原産地証明書を添えて輸入申告を行わなければならない。
- この公表によつて輸入することができるけし実は、熱処理を施したものに限り。
- 飼料用小麦を輸入する場合には、食糧管理法(昭和17年法律第40号)第11條の規定による農林大臣の許可書を添えて外国為替銀行に輸入の承認を申請しなければならない。
- オレオマイシン、クロラムフェニコール、テラマイシン、バンサイン、ビタミンB6、ビタミンB12、アクス、コーチゾン・アセテート、デリス根、ビタミンA(合成品)、D. L. メチオニン、デイスモア、テスト・ステロンプロピネイト、メチル・テストステロンおよび海入草を輸入する場合には、薬事法(昭和23年法律第197号)第28條の規定による厚生大臣の登録を受けていることを証する書類を添えて、外国為替銀行に輸入の承認を申請しなければならない。
- この公表にいう雑輸入品とは、別表第一、第二および第三に掲げるものをいう。
- 別表第二に掲げる品目は、米國を船積地域として輸入することはできない。
- 別表第三に掲げる品目は、琉球以外の地域を船積地域として輸入することはできない。

- 別表第一 (1) 雜貨関係
- 1) 原石(水晶、あほう、猫目石その他工業品用原料)
 - 2) 茶金石
 - 3) 石版石
 - 4) 卵石
 - 5) 黒たんおよび紫たん
 - 6) つう草紙
 - 7) 蠟燭
 - 8) 白きゆり
 - 9) エメリー粉
 - 10) トリホリ粉
 - 11) 牛角
 - 12) 牛てい
 - 13) 牛骨
 - 14) べつ甲
 - 15) アイボリー・ナットおよびダイヤモンド
 - 16) マキツカソフナイバー(イナル)
 - 17) 乾草紙
 - 18) 海綿
- (2) 機械関係
- 1) 熱伝導線
 - 2) 時計宝石
- (3) 金属関係
- 1) 金属グリニウム粉
 - 2) 金属チタン粉
 - 3) 曹銅アルミニウムの溶接棒および溶接剤
 - 4) 抵抗体
 - イ) エクロム線
 - ロ) ジュエレット線
 - ハ) 導線
 - 5) イリジウム合金
 - 6) けい光器素
- (4) 医薬品関係
- 1) 塊花
 - 2) オウチン
 - 3) センナ葉
 - 4) ガンチアチア葉
 - 5) セツコヤ根
 - 6) コソジュエロ根
 - 7) ウバナルツ葉
 - 8) ユカソヤ
 - 9) ホツカ子
 - 10) セネカ根
 - 11) カジエウツ
 - 12) サツダラツク
 - 13) 芦会
 - 14) ニクズク
 - 15) カツア皮
 - 16) 丁香
 - 17) 遠心
 - 18) 紅花
 - 19) 大黃末
 - 20) 洗香
 - 21) 吐根
 - 22) 牛黄
- (5) 化学品関係
- 1) エレガソトガン
 - 2) アルカム
 - 3) コバクニアルカム
 - 4) ガム・エヌター
- (6) 天然樹脂
- 1) エレガソトガン
 - 2) アルカム
 - 3) コバクニアルカム
 - 4) ガム・エヌター

325 昭和27年1月23日 水曜日

官 報

第7510号

昭和27年1月23日 水曜日

官 報

第7510号 324

Table with columns for commodity number, item name, quantity, and status. Includes items like 283-1930 コバルト鉱石, 283-0310 ボーキサイト, etc.

その他の事項
1 この公表による輸入承認申請書の外国為替銀行における受付は、昭和二十七年一月十六日から開始する。
2 この公表による輸入承認申請書については、一申請者につき、一品目当りの申請額が当該品目の輸入限度を超えてはならない。

輸 入 公 表 (第三回)

Table with columns for commodity number, item name, quantity, and terms. Includes items like 263-0120 原 綿, 281-0100 鉄鉱石, 041-0100 米ドール, etc.

その他の事項
1 米ドールを決済通貨とし、中共地域またはソビエト連邦を船積地域として貨物を輸入する場合には、Back to Back L/C または Escrow L/C によつて決済しなければならない。

通商産業省告示第十一号
電気事業主任技術者資格検定期則
(昭和七年通商省令第五十四号) により、第一次試験を次のように行う。

五号)第三條第二項の規定による、昭和二十七年三月運送省告示第五十六号の交付の申請書の提出期限は、昭和二十七年二月二十日とする。

主 文
西日本鉄道株式会社申請の津浦、上久留米間鉄道運輸営業停止については、許可することが適当である。

主 文
西日本鉄道株式会社申請の宮の陣、日吉町間鉄道運輸営業停止については、許可することが適当である。

郵政省告示第十七号
郵便規則(昭和二十二年通商省令第三十四号)第三條及び外国郵便規則(昭和二十五年郵政省令第十三号)第五條の規定に基づき、第七回国民体育大会を記念して次のように特殊通信日附印を使用する。



電氣通信省告示第二十五号
次の郵便局は下記の日から、電話通話事務を開始した。

叙任及び辞令
○内閣
昭和二十六年十二月二十九日
大森 勇
昭和二十七年一月二十一日
本村善太郎

○文部省
昭和二十六年九月二十日
文部教育官 中村得太郎
文部事務官に兼任して任命する

○建設省
昭和二十七年一月十六日
建設事務官に任命する
永井 陽

○日本工業規格
日本工業規格審議会
昭和二十七年一月二十一日
最高裁判所判事に任命する

皇室事項
任命式 一月二十一日午後二時三十分
官庁事項
○通商産業省
日本工業規格

○日本工業規格
日本工業規格審議会
昭和二十七年一月二十一日
最高裁判所判事に任命する

○建設省
昭和二十七年一月十六日
建設事務官に任命する
永井 陽

○文部省
昭和二十六年九月二十日
文部教育官 中村得太郎
文部事務官に兼任して任命する

公共企業体事項
○日本国有鉄道
昭和二十七年一月二十三日
東京千代田丸の内二丁目三番地

○日本国有鉄道
昭和二十七年一月二十三日
東京千代田丸の内二丁目三番地

○日本国有鉄道
昭和二十七年一月二十三日
東京千代田丸の内二丁目三番地

○日本国有鉄道
昭和二十七年一月二十三日
東京千代田丸の内二丁目三番地

厚生省公告
○旧軍関係債権納入告知公告
昭和二十七年一月二十三日

○旧軍関係債権納入告知公告
昭和二十七年一月二十三日

○旧軍関係債権納入告知公告
昭和二十七年一月二十三日

○旧軍関係債権納入告知公告
昭和二十七年一月二十三日

法務府公告
○工務部
昭和二十七年一月二十三日

○工務部
昭和二十七年一月二十三日

○工務部
昭和二十七年一月二十三日

○工務部
昭和二十七年一月二十三日

Table with 4 columns: Item Name, Code, Price, and Unit. Includes items like 鋼線鉄線, 鋼線鉄線用金具, etc.

公共企業体事項
○日本国有鉄道
昭和二十七年一月二十三日
東京千代田丸の内二丁目三番地

厚生省公告
○旧軍関係債権納入告知公告
昭和二十七年一月二十三日

法務府公告
○工務部
昭和二十七年一月二十三日

331 昭27年1月23日 水曜日 官報 第7510号

Financial statement table for 昭27年1月23日. Includes sections for 第一回決算公告, 第二回決算公告, 第三回決算公告, 第四回決算公告, 第五回決算公告, 第六回決算公告, 第七回決算公告, 第八回決算公告, 第九回決算公告, 第十回決算公告, 第十一回決算公告, 第十二回決算公告, 第十三回決算公告, 第十四回決算公告, 第十五回決算公告, 第十六回決算公告, 第十七回決算公告, 第十八回決算公告, 第十九回決算公告, 第二十回決算公告. Columns include assets (資産) and liabilities (負債).

昭27年1月23日 水曜日 官報 第7510号 330

Financial statement table for 昭27年1月23日. Includes sections for 第一回決算公告, 第二回決算公告, 第三回決算公告, 第四回決算公告, 第五回決算公告, 第六回決算公告, 第七回決算公告, 第八回決算公告, 第九回決算公告, 第十回決算公告, 第十一回決算公告, 第十二回決算公告, 第十三回決算公告, 第十四回決算公告, 第十五回決算公告, 第十六回決算公告, 第十七回決算公告, 第十八回決算公告, 第十九回決算公告, 第二十回決算公告. Columns include assets (資産) and liabilities (負債).

